

# 防火及び消火要件に対する適用の明確化に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 N 編及び S 編  
鋼船規則検査要領 N 編及び S 編

## 改正事項

防火及び消火要件に対する適用の明確化に関する事項

## 改正理由

鋼船規則 N 編 11 章及び S 編 11 章では、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船に対する防火及び消火要件を規定しているが、同章において R 編の適用についても規定している。

この規定は、液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則（IGC コード）、危険化学品のばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則（IBC コード）及び国土交通省の要件に基づき規定しているが、IGC Code 及び IBC Code との適用関係が不明確となっており、鋼船規則総合見直しの一環として、当該 Code との関係がより明確となるよう、見直しを実施した。

このため、見直し結果に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 鋼船規則 N 編 11.1.1-1.及び S 編 11.1.1-1.の要件を IGC コード及び IBC コードの体裁に揃えた。
- (2) 鋼船規則検査要領 N 編 N11.1.1-2.及び S 編 S11.1.1-1.規定する日本籍船舶用特別要件を鋼船規則 N 編 11.1.1-1.(6)及び S 編 11.1.1-1.(9)にまとめた。

## 改正条項

鋼船規則 N 編 11.1.1  
鋼船規則 S 編 11.1.1  
鋼船規則検査要領 N 編 N11.1.1  
鋼船規則検査要領 S 編 S11.1.1